

平成 30 年

徳島県の工業

2019（令和元）年工業統計調査の概要

徳島県政策創造部統計データ課

目 次

【工業統計調査】

利用上の注意	-----	1
--------	-------	---

I 平成30年における工業の動向

1 概 要	-----	7
2 事業所数	-----	9
3 従業者数	-----	11
4 製造品出荷額等	-----	13
5 付加価値額	-----	16
6 原材料使用額等	-----	18
7 現金給与総額	-----	19
8 在庫額	-----	21
9 設備投資額	-----	23
10 工業用地	-----	24
11 工業用水	-----	26

II 平成30年統計表（概数）

第1表(1) 産業中分類別統計表 (従業者4人以上の事業所)	
" (2) " (従業者4～9人の事業所)	
" (3) " (従業者10～19人の事業所)	
" (4) " (従業者20～29人の事業所)	
" (5) " (従業者30人以上の事業所)	
第2表 産業細分類別統計表 (従業者4人以上の事業所)	
第3表 従業者規模別統計表 (")	
第4表(1) 市郡別統計表 (")	
" (2) " (従業者4～9人の事業所)	
" (3) " (従業者10～19人の事業所)	
" (4) " (従業者20～29人の事業所)	
" (5) " (従業者30人以上の事業所)	
第5表 産業中分類別, 従業者規模別統計表 (従業者4人以上の事業所)	
第6表 市町村別統計表 (")	
第7表 市町村別, 従業者規模別, 産業中分類別表 (")	
第8表 産業中分類別, 法人個人別統計表 (")	
第9表 広域市町村圏別, 産業中分類別統計表 (")	
第10表 産業中分類別, 事業所敷地面積 (従業者30人以上の事業所)	
第11表 市町村別, 事業所敷地面積 (")	
第12表 産業中分類別, 水源別, 1日当たり用水量 (")	
第13表 市町村別, 水源別1日当たり用水量 (")	

利用上の注意

1 工業統計調査について

(1) 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的とする。

(2) 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される。

(3) 調査の期日

2019年工業統計調査（平成30年実績）は、令和元年6月1日現在で実施した。

事業所数、従業者数については令和元年6月1日現在、現金給与総額、製造品出荷額などの経理事項については平成30年1月～12月の実績により調査している。

(4) 調査の範囲

日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる「大分類E－製造業」に属する事業所（国に属する事業所及び従業者3人以下の事業所を除く。）を調査の対象としている。

(5) 調査の方法

工業調査員（本社一括調査又は国直送調査については経済産業大臣）が配布する調査票（従業者30人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く。）については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く。）については「工業調査票乙」）を用い、報告者（事業所の管理責任者。本社一括調査については、本社一括調査企業を代表する者。）の自計により行っている。

2 集計項目の説明

(1) 事業所数は、令和元年6月1日現在の数値である。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

休業、操業準備中、操業開始後未出荷の事業所は含まれていない。

(2) 従業者数は、令和元年6月1日現在の数値である。

従業者とは、以下の①から⑧までに該当するものをいう。

本統計表でいう従業者数は、下記算式により算出した「この事業所に従事している男女計」をいう。

$$\begin{aligned} \text{従業者数} &= \text{個人業主及び無給家族従業者} + \text{有給役員} \\ &+ \text{常用雇用者（正社員・正職員としている人} + \text{パート・アルバイトなど）} \\ &- \text{送出者} + \text{出向・派遣受入れ者} \end{aligned}$$

① 個人業主及び無給家族従業者とは以下のア、イに該当するものをいう。

ア 「個人業主」とは、個人経営の事業所で、その事業所を経営している人をいう。

イ 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、常時従事している人をいう。ただし、手伝い程度のものは含まない。

- ② 有給役員とは、事業所の取締役、理事などで役員報酬を得ている人をいう。他の事業所の役員を兼ねている場合であっても、調査対象事業所が役員報酬を支給している場合は、調査対象事業所の有給役員に該当する。
- ③ 常用雇用者とは、次のいずれかに該当するものをいい、「正社員・正職員としている人」及び「パート・アルバイトなど」に分けられる。
- ア 期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人。別経営の事業所へ出向・派遣している人や、臨時職員などと呼ばれている人でも上記に当てはまる場合は、「常用雇用者」に含まれる。
- イ 個人業主の家族で、実際に雇用者並みの賃金・給与の支払いを受けている人。
- ウ 個人が共同で事業を行っている場合、そのうち1人を個人業主とするが、個人業主としなかった他の人。
- ④ 正社員・正職員としている人とは、常用雇用者のうち「正社員」、「正職員」として処遇している人をいう。一般的に、雇用契約期間に定めがなく（定年制を含む）、事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当する。
- ⑤ パート・アルバイトなどとは、常用雇用者のうち「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」など「正社員・正職員としている人」以外の人をいう。
- ⑥ 臨時雇用者とは、「常用雇用者」に該当しない人（1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など）をいう。
- ⑦ 送出者とは、「個人業主及び無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」に該当する人のうち、労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など調査対象事業所に籍を置いたまま、他企業など別経営の事業所で働いている人をいう。
- ⑧ 出向・派遣受入者とは、別経営の事業所に籍を置いたまま調査対象事業所で働いている人及び人材派遣会社からの派遣従業者をいう。
- (3) 現金給与総額は、平成30年1年間に常用雇用者及び有給役員のうちこの事業所に従事している人に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額との合計である。
- その他の給与額とは、常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、別経営の事業所へ出向させている者に対する負担額などをいう。
- (4) 原材料使用額等は、平成30年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税額を含んだ額である。
- ① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油なども含まれる。
- また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。
- ② 燃料使用額とは、生産段階で使用した燃料費、貨物運搬用及び暖房用の燃料費、購入したガスの料金、自家発電用の燃料費などをいう。
- ③ 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。

- ④ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。
- ⑤ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいい、派遣受入者に係わる支払額、委託生産額などの外注費は含まない。
- ⑥ 転売した商品の仕入額とは、平成30年1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいう。
- (5) 製造品出荷額等は、平成30年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他の収入額の合計であり、消費税及び推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税（※1）を含んだ額である。
- ① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を、平成30年中にその事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。
- ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
 - イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）
 - ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成30年中に返品されたものを除く）
- ② 加工賃収入額とは、平成30年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。
- ③ その他収入額とは、上記①、②及びくず廃物の出荷額以外（例えば、転売収入（仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等）の収入額をいう。
- (6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。
- (7) 有形固定資産の額は、平成30年1年間における数値であり、帳簿価格によっている。
- ① 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。
- ア 土地
 - イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）
 - ウ 機械及び装置（附属設備を含む）
 - エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等
- ② 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。
- ③ 有形固定資産の除却・売却による減少額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。
- (8) 工業用地
- 事業所敷地面積は、令和元年6月1日現在において、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵などにより明確に区別

される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地でその事業所が占有している場合は、面積に含まれる。

(9) 工業用水（淡水）

水源別用水量

ア 公共水道は、都道府県又は市区町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいう。

・工業用水道とは、飲用に適さない工業用水を供給する水道（工業用水道）から取水した水をいう。

・上水道とは、一般の水道のことで、飲用に適する水を供給する水道（上水道）から取水した水をいう。

イ 井戸水は、浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。

ウ その他の淡水は、「ア 公共水道」、「イ 井戸水」以外の淡水をいう。例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水（地表水）、河川敷及び旧河川敷内において集水埋きよによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などである。

(10) 算式は次のとおりである。

$$\text{① 生産額} = \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額})$$

.....従業者30人以上の事業所

$$\text{② 付加価値額} = \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) - (\text{推計酒税, たばこ税, 揮発油税及び地方揮発油税額}(\ast 1) + \text{推計消費税額}(\ast 2)) - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額}$$

.....従業者30人以上の事業所

$$\text{③ 粗付加価値額} = \text{製造品出荷額等} - (\text{推計酒税, たばこ税, 揮発油税及び地方揮発油税額}(\ast 1) + \text{推計消費税額}(\ast 2)) - \text{原材料使用額等}$$

.....従業者29人以下の事業所

$$\text{④ 有形固定資産投資総額} = \text{有形固定資産の取得額} + \text{建設仮勘定の増減}$$

.....従業者30人以上の事業所

なお、建設仮勘定の増減とは建設仮勘定の増（借方）から建設仮勘定の減（貸方）を差引いた結果をいう。

$$\text{⑤ 従業者1人当たり} \quad \frac{(\text{製造品出荷額等}) - (\text{推計酒税, たばこ税, 揮発油税及び地方揮発油税額}(\ast 1) + \text{推計消費税額}(\ast 2))}{\text{従業者数}}$$

$$\text{⑥ 1事業所当たり} \quad \frac{(\text{製造品出荷額等}) - (\text{推計酒税, たばこ税, 揮発油税及び地方揮発油税額}(\ast 1) + \text{推計消費税額}(\ast 2))}{\text{事業所数}}$$

※1：平成29年調査より「酒税，たばこ税，揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税，たばこ税，揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものである。

※2：推計消費税額は平成13年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分，原材料，設備投資を控除している。

(11) この報告書で、平成23年及び平成27年における数値は「経済センサス-活動調査」の調査結果のうち、工業統計調査の範囲に合わせるため、以下の全てに該当する製造事業所について集計したものである。

- ・従業員4人以上の製造事業所であること。
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと。
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること。

※平成23年及び平成27年における数値は、「平成24年及び平成28年経済センサス-活動調査」の結果によるものであり、厳密には工業統計調査の数値とは連結しない部分がある。数値の解釈に当たっては留意されたい。

(12) 「平成28年経済センサス-活動調査」においては、「事業所数」、「従業員数」については調査対象のうち、個人経営調査票による調査分を含んだ集計結果であるのに対し、「製造品出荷額等」、「付加価値額」については、これらの調査分を含まない集計結果である。

3 表章形式

- (1) 事業所の規模区分は、令和元年6月1日現在の従業員数によった。
- (2) 市町村の区域範囲は、調査期日現在の行政区画によった。
- (3) 広域市町村圏は、次の区分によった。

広 域 市 町 村 圏 域 別 市 町 村 表

地 域 名	市 町 村 名
東 部 地 区 広域市町村圏	徳島市，鳴門市，小松島市，勝浦町，上勝町， 佐那河内村，石井町，神山町，松茂町，北島町 藍住町，板野町，上板町
南 部 地 区 広域市町村圏	阿南市，那賀町，牟岐町，美波町，海陽町
中 央 地 区 広域市町村圏	吉野川市，阿波市
美 馬 地 区 広域市町村圏	美馬市，つるぎ町
三 好 地 区 広域市町村圏	三好市，東みよし町

(4) この統計表中、「-」は該当数値なし、「0」は四捨五入による単位未満、「△」は数値がマイナスであることを表している。「X」は1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると、個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であり、3以上の事業所に関する数値であっても、1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿とした。

(5) 表中の前年比、構成比については、小数点以下第2位を四捨五入した。したがって、合計と内訳の計とが一致しない場合がある。また、表中、グラフの構成比については、端数を四捨五入しているため、合計が100パーセントにならない場合がある。

(6) この報告書では、産業中分類名を次のとおり略称で表示している場合がある。

産 業 分 類 中 分 類 略 称 表

中分類番号	略 称	工業統計調査用産業分類中分類
09	食 料	食料品製造業
10	飲 料 等	飲料・たばこ・飼料製造業
11	織 維	繊維工業
12	木 材	木材・木製品製造業（家具を除く。）
13	家 具	家具・装備品製造業
14	紙	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印 刷	印刷・同関連業
16	化 学	化学工業
17	石 油	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチック	プラスチック製品製造業
19	ゴ ム	ゴム製品製造業
20	皮 革	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	土 石	窯業・土石製品製造業
22	鉄 鋼	鉄鋼業
23	非 鉄	非鉄金属製造業
24	金 属	金属製品製造業
25	はん用機械	はん用機械器具製造業
26	生産用機械	生産用機械器具製造業
27	業務用機械	業務用機械器具製造業
28	電子部品	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電 気	電気機械器具製造業
30	情 報 通 信	情報通信機械器具製造業
31	輸 送	輸送用機械器具製造業
32	そ の 他	その他の製造業

4 その他

(1) この報告書の数値は、本県で独自に集計したものであり、経済産業省発表の数値とは若干異なることがある。

(2) この報告書における照会先は、次のところである。

徳島県政策創造部統計データ課経済・生活統計担当

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電話 088-621-2141